

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○都市計画事業の事業計画の変更認可……………

……………(都市整備局都市基盤部交通企画課)……………一

○東京都環境影響評価条例による環境影響評価書案等……………(環境局総務部環境政策課)……………一

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………五

告示 (選)

○新宿区議会議員選挙における選挙の効力に関する審査申立てについての裁決……………五

○世田谷区議会議員選挙における当選の効力に関する審査申立てについての裁決……………八

○国立市議会議員選挙における当選の効力に関する審査申立てについての裁決 (三件)……………三

公告

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………

……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………二

告示

●東京都告示第九百七十一号

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第六十三条第一

項の規定に基づき令和元年東京都告示第三百八号東村山都市計画駐車場事業東久留米第二号東久留米駅西口第二自転車駐車場の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和五年九月四日

東京都知事 小池 百合子

一 施行者の名称 東久留米市

二 都市計画事業の種類及び名称 東村山都市計画駐車場事業東久留米第二号

東久留米駅西口第二自転車駐車場

三 事業施行期間 令和元年八月十五日から令和六年三月三十一日まで

四 事業地 取用の部分

変更なし

使用の部分

変更なし

●東京都告示第九百七十二号

東京都環境影響評価条例 (昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。) 第四十八条の規定に基づき、六本木五丁目西地区市街地再開発事業について、環境影響評価書案 (以下「評価書案」という。) 及びその概要の提出があり、条例第四十九条第一項の規定に基づき、事業段階関係地域を定めたので、条例第五十二条の規定により、次のとおり告示する。

令和五年九月四日

東京都知事 小池 百合子

一 事業段階関係地域の範囲

港区

三田一丁目、虎ノ門五丁目、麻布狸穴町、麻布永坂町、元麻布一丁目、元麻布二丁目、元麻布三丁目、西麻布一丁目、西麻布三丁目、六本木一丁目、六本木二丁目、六本木三丁目、六本木四丁目、六本木五丁目、六本木六丁目、六本木七丁目、麻布台一丁目、麻布台二丁目、麻布台三丁目、麻布十番一丁目、麻布十番二丁目、麻布十番三丁目、麻布十番四丁目、東麻布二丁目、東麻布三丁目、南麻布五丁目、赤坂六丁目及び赤坂九丁目の区域

渋谷区

広尾一丁目、広尾二丁目、広尾四丁目、広尾五丁目、恵比寿一丁目、恵比寿四丁目、恵比寿南一丁目、恵比寿南二丁目及び恵比寿南三丁目の区域

目黒区

中目黒一丁目、中目黒二丁目及び中目黒三丁目の区域

二 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
六本木五丁目西地区市街地再開発準備組合
理事長 塚原 琢哉

三 対象事業の名称及び種類
港区六本木五丁目二番三号
対象事業の名称及び種類

六本木五丁目西地区市街地再開発事業
高層建築物の設置

四 対象事業の内容の概略
対象事業は、「都市再開発法」(昭和四十四年法律第三十八号)に基づく市街地再開発事業として、業務・商業・住宅・文化・教育等の機能を持った高層・低層建築物を新築し、複合的な市街地を形成するものであり、計画地は、条例第四十条第四項に規定する「良好な環境を確保しつつ都市機能の高度化を推進する地域」(特定の地域)に位置している。

五 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、騒音・振動、日影、電波障害、風環境、景観及び史跡・文化財について評価を行い、その結論は別記のとおりである。

六 評価書案の縦覧

(一) 期間

令和五年九月四日から同年十月三日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 港区環境リサイクル支援部環境課

港区芝公園一丁目五番二十五号

イ 渋谷区環境政策部環境整備課

渋谷区宇田川町一番一号十二階

ウ 目黒区環境清掃部環境保全課

目黒区上目黒二丁目十九番十五号

エ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

オ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

三階

七 都民の意見書の提出

(一) 提出方法

持参、郵送又は東京電子自治体共同運営サービスにより提供される電子申請サービス（以下「電子申請サ

ービス」という。）

(二) 記載事項

ア 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地）

イ 対象事業の名称

ウ 環境の保全の見地からの意見

(三) 期限

令和五年十月十八日

(四) 提出先

ア 持参又は郵送

東京都環境局総務部環境政策課

郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目

八番一号

イ 電子申請サービス

入力先は、東京都環境局ホームページに掲載する。

ホームページアドレス

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/assessment/reading_guide/index.html

[nt/reading_guide/index.html](https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/assessment/reading_guide/index.html)

別記 (原文のまま記載)

・環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の実施が環境に及ぼす影響について、事業計画の内容や事業区域及び周辺の状況を考慮した上で環境影響評価の項目を選定し、調査並びに予測・評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結果は、表 1(1)～(7)に示すとおりである。

なお、事業区域は東京都環境影響評価条例第 40 条第 4 項に規定する「良好な環境を確保しつつ都市機能の高度化を推進する地域」内にあり、同施行規則第 52 条に規定する事業(高層建築物の設置)を実施することから、同条例第 9 条の規定に係わらず、同施行規則第 54 条に定める環境影響評価の項目を選定し、東京都環境影響評価技術指針に基づき、本事業の実施が環境に及ぼす影響について調査、予測・評価等を行った。

表 1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	内容
1. 大気汚染	<p>【建設機械の稼働に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】</p> <p>予測した二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は0.058ppmであり、環境基準(0.04～0.06ppmのゾーン内またはそれ以下)を満足する。建設機械の稼働に伴う寄与率は55.0%である。</p> <p>また、予測した浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は0.045mg/m³であり、環境基準(0.10mg/m³以下)を満足する。建設機械の稼働に伴う寄与率は20.0%である。</p> <p>工事の実施にあたっては、建設機械の稼働による寄与率を極力少なくするため、建設機械の集中稼働を避けた平準化に努め、最新の排出ガス対策型の建設機械の使用に努めるとともに、建設機械の不必要なアイドルエンジンの防止や良質な燃料の使用等により、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響の低減に努める。</p> <p>以上のことから、建設機械の稼働による寄与率低減に努めることで、建設機械の稼働に伴う大気質への影響は低減されたと考える。</p> <p>【工事用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】</p> <p>予測した二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は、0.037～0.039ppmであり、環境基準(0.04～0.06ppmのゾーン内またはそれ以下)を満足する。工事用車両の走行による寄与率は0.04～2.06%である。</p> <p>また、予測した浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は、0.039mg/m³であり、環境基準(0.10mg/m³以下)を満足する。工事用車両の走行による寄与率は0.02～0.04%である。</p> <p>以上のことから、工事用車両の走行時には道路端の濃度は環境基準を満足し、工事用車両による付加濃度は小さく、工事用車両の走行による影響は小さいと考える。</p> <p>【関連車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】</p> <p>予測した二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は、0.038～0.039ppmであり、環境基準(0.04～0.06ppmのゾーン内またはそれ以下)を満足する。関連車両の走行による寄与率は0.35～0.86%である。</p> <p>また、予測した浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は0.02%～0.06%である。</p> <p>以上のことから、関連車両の走行時には道路端の濃度は環境基準を満足し、関連車両による付加濃度は小さく、関連車両の走行による影響は小さいと考える。</p> <p>【地下駐車場の供用に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】</p> <p>予測した二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は、0.043ppmであり、環境基準(0.0～0.06ppmのゾーン内またはそれ以下)を満足する。地下駐車場の供用に伴う寄与率は22.4%である。</p> <p>また、予測した浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は0.040mg/m³であり、環境基準(0.10mg/m³以下)を満足する。地下駐車場の供用に伴う寄与率は8.4%である。</p> <p>以上のことから、地下駐車場の供用時には二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の濃度は環境基準を満足し、地下駐車場からの排気による付加濃度は小さく、地下駐車場の供用による影響は小さいと考える。</p> <p>【熱源施設の稼働に伴い発生する二酸化窒素の大気中における濃度】</p> <p>予測した二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は0.040ppmであり、環境基準(0.04～0.06ppmのゾーン内またはそれ以下)を満足する。熱源施設の稼働に伴う寄与率は15.0%である。</p> <p>熱源施設については、壁面・点検に努めるとともに、今後詳細を検討する中でより環境への影響を低減するよう設備の諸元等の検討を行う。</p> <p>以上のことから、熱源施設の稼働時には二酸化窒素の濃度は環境基準を満足し、熱源施設からの排気による付加濃度は小さく、熱源施設の稼働による影響は小さいと考える。</p>

表 1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	内容
2. 騒音・振動	<p>【建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動】建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音レベル(L_{max})は、地上解体工事の実施時(工事着工後6ヶ月目)で最大85dB、建築工事等の実施時(工事着工後34ヶ月目)で最大79dBであり、評価の指標とした報告基準を満足する。建設機械の稼働とした報告基準を満足する。工事着工後6ヶ月目)で最大69dB、建築工事の実施時(工事着工後34ヶ月目)で最大61dBであり、評価の指標とした報告基準を満足する。</p> <p>【工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動】工事用車両の走行に伴う道路交通騒音レベル(L_{max})は、No.1～2において昼間66～67dBであり、評価の指標とした環境基準(昼間70dB)を満足する。No.4においても昼間63dBであり、環境基準(昼間65dB)を満足する。No.3は昼間64dBであり、環境基準(昼間60dB)を満足しないものの、増加量は1dB未満のため、工事用車両の走行に伴う影響は小さい。なお、工事用車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は1dB以下である。工事用車両の走行に伴う道路交通騒音レベル(L_{max})は、No.1～4において、昼間32～54dBであり、評価の指標とした規制基準(昼間60～65dB)を満足する。なお、工事用車両の走行に伴う振動レベルの増加分は、昼間1dB以下、夜間1dB未満である。</p>

表 1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	内容
3. 日影	<p>【冬至日における日影の範囲、日影となる時刻及び時間数等の日影の状況の変化の程度】日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻及び時間数等の日影の状況の変化の程度】事業区域周辺に存在する日影規制地域に列し、計画建築物により生じる日影時間は日影規制の範囲内に収まると予測する。事業区域周辺地域～の日影の影響を可能な限り小さくするよう計画している。これにより、冬至日において、計画建築物による4時間以上の日影が生じる範囲は、敷地境界北側の敷地境界から最大120m程度の範囲であり、日影規制地域には生じない。よって、評価の指標とした日影規制を満足する。</p>

表 1(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	内容
4. 電波障害	<p>【計画建築物の設置によるテレビ電波の遮へい障害及び反射障害】計画建築物により、事業区域南西側の一部の地域において、東京スカイツリーからの地上デジタル放送の遮へい障害が生じると予測する。また、事業区域北東側において、衛星放送の遮へい障害が生じると予測する。しかし、計画建築物によるテレビ電波障害が発生した場合には、チューナテレビの活用等の適切な電波受信障害対策を講じることにより、テレビ電波障害の影響は解消すると考えられる。以上のことから、評価の指標とした「テレビ電波の受信障害を起さないこと」を満足するものと考えられる。</p>

表 1(5) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	内容
5. 風環境	<p>【平均風向、平均風速及び最大風速等の突風の状況並びにそれらの変化化する地域の範囲及び変化の程度】防風対策を行わない場合、計画建築物の存在により新たに領域C(中高層市街地相当の風環境)に変化する地点が7地点生じると予測されるが、防風植栽等による防風対策を講じることにより、これらの地点は領域B(低中層市街地相当)に改善された。以上のことから、計画建築物の存在により、事業区域周辺地域の風環境に変化はあるものの、建設前とほぼ同様の領域A(住宅地相当の風環境)及び領域B(低中層市街地相当の風環境)に相当する風環境が維持されるものと考えられる。</p>

表 1(6) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	内容
6. 景観	<p>【主要な景観構成要素の変化の程度及び地域景観の特性の変化の程度】事業区域及びその周辺は中層建築物が主体であり、商業地、業務地、住宅地がモザイク状に集積している中で、いくつかの超高層建築物が見られることから、主要な景観の構成要素の変化の程度は小さいと考えられる。本事業で計画している高層建築物は、六本木ヒルズ森タワー、東京ミッドタウンミッドタウンタワー、六本木グランドタワー等による高層建築物群に新たな景観要素の一部として加わり、当該地区の景観と調和するものと考えられる。また、「港区景観計画」(平成27年12月 港区)では、「活発な都市活動が創出する港区の全境を景観計画区域と指定しており、港区の景観特性として「活発な都市活動が創出する新たな魅力ある街並み」等を目標とする区域とされている。事業区域の本事業は、広大な敷地を一体的に緑で覆う立体的な屋上庭園の整備により、緑豊かであるといったオーブンスペースを創出し、事務所、ホテル、住宅棟の複合機能導入により、敷地の高度利用が図られ、「活発な都市活動が創出する新たな魅力ある街並み」にふさわしい景観構成要素になると予測される。以上のことから、評価の指標とした「東京都景観計画」、「港区景観計画」に定める景観の方針等を満足するものと考えられる。</p> <p>【代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度】近景域においては、計画建築物が周辺の建築物とともに都市景観の新たなシンボルのひとつとして認識され、中景域及び遠景域においては、計画建築物は周辺の高層建築物群が構成する都市景観の一部として認識されると考えられる。以上のことから、計画建築物の出現による代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度は、評価の指標とした「東京都景観計画」、「港区景観計画」に定める景観の方針等を満足するものと考えられる。</p> <p>【圧迫感の変化の程度】現状における形態率は37.6～45.6%、工事完了後の計画建物における形態率は41.1～63.8%であり、変化量は-3.6～26.2ポイントである。本事業においては、計画建築物を敷地境界から十分に後退して配置するとともに、高層棟を事業区域中央部に配置することにより、周辺建築物と可能な限り隣接関係を確保し、たもとよりある計画として、敷地外周部に高木・中木等の植栽を配置することにより、歩行者の視界から計画建築物を遮ること、計画建築物による圧迫感の低減に努める。以上のことから、「圧迫感の軽減を図ること」とする評価の指標を満足するものと考えられる。</p>

表 1(7) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	内容
7. 史跡・文化財	<p>【文化財の現状変更の程度】</p> <p>事業区域に隣接して、国の登録有形文化財（建造物）「国際文化会館本館」、港区の名勝「旧岩崎邸庭園」が存在する。隣接する建築物等の工事に際しては仮囲いを設置するとともに、掘削工事に際しては、山留めを設置し地盤の変形及び沈下を抑制する。</p> <p>なお、「旧岩崎邸庭園」の名勝指定範囲は、事業区域として改変する計画であるため、国際文化会館の西館や庭園下段の擁壁部分は、事業区域として改変する計画であるため、これらの区域については工事着手前に名勝の現状変更に係る許可手続を行う予定である。その他、本事業の工事に伴い、「国際文化会館本館」や「旧岩崎邸庭園」の保存に影響を及ぼすおそれのある行為をしようとするときには、「文化財保護法」「東京都文化財保護条例」「港区文化財保護条例」に基づき適正に対処する。</p> <p>以上ことから、事業区域に隣接する国の登録有形文化財（建造物）の「国際文化会館本館」及び港区名勝の「旧岩崎邸庭園」の保存及び管理に支障は生じないと考える。</p> <p>【埋蔵文化財包蔵地の改変の程度】</p> <p>事業区域内には、周知の埋蔵文化財包蔵地の全部または一部が含まれ、このうち一部については、「文化財保護法」に基づき「埋蔵文化財発掘届」を提出し、東京都教育委員会、港区教育委員会との協議を踏まえ、記録保存のための発掘調査を実施済みである。その他の周知の埋蔵文化財包蔵地については、港区教育委員会の指導に基づき、試験・確認調査は実施済みであるが、既往の建築物が立地しているため、それらの建築物の解体工事と並行して埋蔵文化財の発掘調査を行う予定である。調査の方法・範囲については解体工事を行う前に港区教育委員会と協議を行ったうえで確定する。</p> <p>なお、事業区域全域が「江戸道場」の範囲となっており、遺跡が残存している可能性がある区域に関しては、工事着手前に試験・確認調査等を実施するよう、指導を受けている。新たに埋蔵文化財が発見された場合は、東京都教育委員会、港区教育委員会へ速報なく報告し、「文化財保護法」、「東京都文化財保護条例」及び「港区埋蔵文化財取扱要綱」に基づき適正に対処する。</p> <p>以上ことから、本事業の実施により事業区域内の埋蔵文化財包蔵地を改変するが、適正に対処すること、埋蔵文化財包蔵地の記録、保存に支障は生じないと考える。</p> <p>【文化財周辺の環境の変化の程度】</p> <p>事業区域内には指定・登録文化財は存在しないが、事業区域に隣接して、国の登録有形文化財（建造物）の「国際文化会館本館」及び港区名勝の「旧岩崎邸庭園」が存在する。日影の影響については、南側に位置する計画建築物（住街区：南住宅棟）の高さを抑えることで、文化財への影響を配慮した計画としているため、現況に比べて、工事の完了後における冬至の日影の及ぶ範囲が概ね小さくなると予測される。</p> <p>風の影響については、「7.5 風環境」において建設前後で領域（住宅地相当）と変化せず、風環境により著しい影響を及ぼすことはないと予測する。</p> <p>以上のことから、事業区域に隣接する国の登録有形文化財（建造物）の「国際文化会館本館」及び港区名勝の「旧岩崎邸庭園」に著しい影響を及ぼすことはなく、本事業の実施により、周辺地域の文化財の保存及び管理に支障は生じないと考える。</p>

●東京都告示第九百七十三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条
 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法
 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年九月四日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（北区神谷三丁目地内）

（「別図」は省略し、その図面を東京都環境局環境改善部化学物質対策課に備え置いて縦覧に供する。）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第九十五号

令和五年四月二十三日執行の新宿区議会議員選挙における選挙の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決したので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第

二百十五条の規定により告示する。

令和五年九月四日

東京都選挙管理委員会

5 選 選 第 2 6 9 号

裁 決 書

審査申立人 油井 史正

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から令和5年7月12日に提起された、同年4月23日執行の新宿区議会議員選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙の効力に関する審査の申立て（以下「本件審査の申立て」という。）について、東京都選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は審理し、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審 査 の 申 立 て の 要 旨

1 審査の申立ての趣旨

本件審査の申立ての趣旨は、申立人が、本件選挙における選挙の効力に関し不服があるとして、令和5年4月27日に新宿区選挙管理委員会（以下「区委員会」という。）に対し、異議の申出（以下「本件異議の申出」という。）をしたところ、区委員会は、同年5月30日、本件異議の申出を棄却する旨の決定（以下「原決定」という。）をしたため、本件選挙における選挙を無効とする裁決を求めるものである。

2 審査の申立ての理由

申立人の本件審査の申立ての理由は、概ね次のとおりであると認められる。
申立人の得票数に異議がある。

裁 決 の 理 由

当委員会は、本件審査の申立ては形式的要件を備えた適法なものと認め、これを受理し、区委員会からは令和5年8月7日に弁明書及び関係資料の提出を受け、慎重かつ厳正に審理した。
その結果は以下のとおりである。

第1 申立人の主張に対する当委員会の判断

1 選挙の効力を争う争訟において選挙が無効とされるのは、法第205条第1項の規定により、その選挙が「選挙の規定に違反する」ことがあり、かつ、その規定違反のために「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に限られている。

この「選挙の規定に違反する」とことは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續きに関する明文の規定に違反すること、または直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称し、選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為のごときは、これに当たるものではない。」(最高裁判所昭和61年2月18日判決)とされている。

また、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「その選挙の管理執行手續きに関する規定違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実が生じたところと異なった結果の生ずる可能性のある場合をいう。」(最高裁判所昭和29年9月24日判決、最高裁判所昭和51年9月30日判決)とされている。

2 以上の観点から、本件選挙における選挙の効力に関する主張について、選挙の効力を争う原因に該当するか否か検討する。

申立人は、自身の得票数に異議があることを理由に、選挙の無効を主張している。

本件選挙の選挙録には、本件選挙の選挙会が、新宿区立新宿コスミックスポーツセンターにおいて、令和5年4月23日午後8時45分に開会され、翌日午前2時16分に閉会され、選挙立会人は届出による者8名が立ち会ったこと、開票の結果として、投票総数が102,354票、有効投票が100,655票、無効投票が1,699票、無効投票率1.66%で

あり、油井史正の得票総数が22票であった等の記載がある。

選挙録の記載をみれば、本件選挙が法の規定に従い適正に執行されたことが明らかであって、選挙録の記載について、相互の不整合、不自然、不合理な点がないことも明らかである。また、この選挙録を前提にして、選挙長及び選挙立会人全員が選挙録の記載が真正であることを確認して署名したことは、客観的かつ合理的に認定できるといふべきである。

以上のとおり、本件選挙については、法第205条第1項所定の「選挙の規定に違反する」ことがあり、かつ、その規定違反のために「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に該当する事実は認められない。また、区委員会は、法をはじめとする関連法令の規定にのっとり本件選挙を管理執行したものであり、本件選挙が法令の規定に従い適正に行われていることが明らかといふべきであり、当選人の決定内容に違法は認められないといふべきである。

第2 審理の結果

以上のとおり本件選挙については、申立人の主張はいずれも理由がなく、法第216条第1項で準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第2項の規定により、当委員会は、主文のとおり裁決する。

令和5年8月23日

東京都選挙管理委員会

委員長 澤野正明

法第203条の規定により、この裁決に不服があるときは、当委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日から30日以内に、東京高等裁判所に訴訟を提起することができる。

●東京都選挙管理委員会告示第九十六号

令和五年四月二十三日執行の世田谷区議会議員選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決したので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百十五条の規定により告示する。

令和五年九月四日

東京都選挙管理委員会

5 選 選 第 2 8 6 号

裁 決 書

審査申立人 三井 美穂子

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から令和5年6月13日に提起された、同年4月23日執行の世田谷区議会議員選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立て（以下「本件審査の申立て」という。）について、東京都選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は審理し、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審 査 の 申 立 て の 要 旨

1 審査の申立ての趣旨

申立人（候補者名「三井みほこ」）が、本件選挙における当選の効力に関し、令和5年5月1日に世田谷区選挙管理委員会（以下「区委員会」という。）に対し、異議の申出（以下「本件異議の申出」という。）をしたところ、区委員会は、同年5月31日、本件異議の申出を棄却する旨の決定（以下「原決定」という。）を行った。

申立人は、これを不服として、令和5年6月13日に当委員会に対し、原決定を取り消し、本件選挙の最下位当選人大庭証明（候補者名「おおば証明」。以下「おおば候補」という。）の当選を無効とする裁決を求め、本件審査の申立てを行ったものである。

<p>2 審査の申立ての理由</p> <p>申立人の本件審査の申立ての理由は、次のとおりであると解される。</p> <p>(1) 不明瞭な投票氏名の判断及び無効票の取扱いに疑念がある。</p> <p>(2) 複数存在した同姓候補者の票の分配が、適切に処置されたか疑念がある。</p> <p>(3) 上記により、申立人及び最下位当選人の得票数に相違が生じている疑念がある。</p> <p>また、本件選挙の有効票数335、716票と無効票数9、879票の合計が総投票数345、598票と3票の差異が生じており、これらが不足票とされている。このように不足票が存在するという事実は、僅差での当落結果が生じた場合、全ての投票用紙の再点検を確認することは必要であり、これを求めるものである。</p> <p style="text-align: center;">裁 決 の 理 由</p> <p>当委員会は、本件審査の申立ては形式的要件を備えた適法なものと認め、これを受理した。</p> <p>本件審査の申立てに伴い、区委員会に対し弁明書及び関係資料の提出を求め、これを徴するとともに、申立人には弁明書(副本)を送付した。申立人からこれに対する反論書の提出はなかった。</p> <p>また、区委員会が保存する本件選挙に係る投票の提出を受け、当委員会の職権に基づき、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)</p> <p>第216条第2項において準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第35条の規定により、令和5年7月23日に区委員会、申立人及び関係人の立会いの下、提出を受けた全投票について、申立事由に係る開披調査を実施した。</p> <p>当委員会はそれらの内容を慎重かつ厳正に審理した。</p> <p>結果は以下のとおりである。</p> <p>第1 本件審査の申立てに至るまでの経緯</p> <p>1 令和5年4月16日、本件選挙告示</p> <p>2 同年4月23日、本件選挙期日</p> <p>3 同年5月1日、本件異議の申出が提起され、区委員会はこれを受理した。</p>	<p>4 同月12日、区委員会第4回定例会において本件異議の申出について審理</p> <p>5 同月16日、申立人の意見陳述を実施。同日、区委員会第5回定例会において意見陳述を踏まえ、投票の再点検を実施するか否か及び決定書について審理。区委員会において、投票の再点検を実施するか否かについて表決を行った結果、実施すべきとする者1名、再点検を実施する必要はないとする者3名であったことから、地方自治法(昭和22年法律第67号)第190条の規定に基づき投票の再点検は実施せず、本件異議の申出を棄却する対応することを決定</p> <p>6 同月22日、区委員会第6回定例会において決定書について審理。この審理の結果に基づいて作成する決定書及びその申立人に対する交付等の手続は区委員会委員長専決によって行うことを決定</p> <p>7 同月31日、区委員会は、本件異議の申出の内容について慎重かつ厳正に審理した結果、本件選挙の開票事務については慎重かつ適正に行われているものと認め、選挙会(以下「本件選挙会」という。)の当選人決定には何ら違法はなく不当な点も認められないことから、申立人が求める投票の再点検を実施しても本件選挙会の判断が覆ることはない判断し、法第216条第1項で準用する行政不服審査法第45条第2項により、本件異議の申出を棄却する原決定をし、申立人に対し、法第215条の規定に基づき決定書(以下「本件決定書」という。)を交付(送送による手渡し)し、同日告示した。</p> <p>8 令和5年6月13日、申立人は原決定を不服とし、本件審査の申立てを提起し、当委員会はこれを受理した。</p> <p>第2 申立人の主張及び区委員会の弁明に対する当委員会の判断</p> <p>1 申立人の主張</p> <p>1 上記「審査の申立ての要旨 2 審査の申立ての理由」のとおりである。</p> <p>2 区委員会の弁明書の内容</p> <p>申立人の主張に対する区委員会の弁明は、概ね次のとおりであると認められる。</p> <p>(1) 本件選挙会では開票を適正に行うため投票の数え間違いに関する対策、</p>
--	---

投票の混入に関する対策、疑義のある投票の適切な判断、按分すべき票に関する対策を講じており、本件選挙の開票事務は慎重かつ適正に行われている。そのため、投票の再点検を行ったとしても、本件選挙会の判断が覆ることはない。

(2) 申立人は本件審査の申立ての理由において、本件選挙において不足票が3票生じているため、投票の数え間違いが生じているとの疑念をさらに抱くに至り、僅差で当落が決した場合は、全ての投票の再点検を行う必要があると主張しているものと思料される。

しかし、本件決定書で述べたとおり、世田谷区では開票を適正に行うために計数係において計数方法が異なる2種類の計数機を用いて2度計数を行っており、投票の数え間違いが生じることはない。また、不足票は投票所において選挙人が投票用紙を投票箱に投函せずに持ち帰る等の理由により生ずるものと推測されるが、数票程度の不足票は毎選挙で生じており、本件選挙において特に不足票が多いということではなく、この不足票を根拠として投票の数え間違いを導くことは困難である。これらのことから、投票の再点検を行ったとしても不足票の数が変わることはなく、申立人及び最下位当選人の得票数に影響を及ぼすこともないため、本件選挙会の判断が覆ることはない。

3 当委員会の判断

(1) 本件選挙は、定数50に対し75名が立候補した。

開票の結果、本件選挙会はおおば候補の得票数を3,621,307票、申立人の得票数を3,620票とし、おおば候補を最下位当選人と決定した。

(2) 開披調査を実施するに当たり、当委員会は、申立人及びおおば候補の双方から、本人を含めそれぞれ3名の立会いを認めた上でこれを実施した。開披調査の結果、申立人、おおば候補又はそれらの関係人から投票の効力について当委員会の判断を求められた投票（以下「摘出票」という。）は、別記1-1から同4-5までに示したとおりである。

なお、別記1-1から同1-8まではおおば候補の有効投票の中から、別記2-1から同2-3までは申立人の有効投票の中から、別記3-1から同3-1-1までは大場ただし候補（以下「大場候補」という。）の有効投票の中から、別記4-1から同4-5までは無効票の中から、摘出した

ものである。

上記の摘出票以外で本件審査の申立てに影響を及ぼす票は見つからなかった。

また、区委員会から提出された全投票を計数機又は読取分類機を用いて点検したところ、選挙録に記録されている投票総数345,595票より3票多いことを確認した。当該票は申立人、おおば候補及び大場候補以外の票であり、当該票の異動により本件審査の申立てに影響を及ぼすものはなかった。これにより、投票総数は、選挙録に記録されている投票者総数345,598票に一致する。

(3) 投票の効力の決定に当たっては、法第67条において、「第68条の規定に反しない限りにおいて、その投票した選挙人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。」と規定しており、その選挙人の意思の判断に当たっては、「候補者制度を採る選挙においては、選挙人は候補者に投票する意思をもって投票に記載したものと推定するべきであるから、投票の記載が候補者氏名と一致しない投票であっても、その記載が候補者氏名の誤記と認められる限りは当該候補者に対する投票と認めるべきである。」（最高裁判所昭和31年2月3日判決）とされている。

ただし、投票の記載が候補者氏名の誤記であるかどうかの判断においては、氏名の類似性の態様について、判例等の根拠がある場合は、可能な限りそれに基づく解釈を尽くすのが相当である。

以上の観点から、別記1-1から同4-5までの摘出票について、その効力を判断した。

ア おおば候補の有効投票について

(7) 別記1-1から同1-58までについて
これらの投票の氏の「大場」は大場候補の氏と一致し、名の「正明」はおおば候補の名と一致している。

ただし、おおば候補の氏の戸籍上の記載は「大庭」ではあるものの、「大場」とは下の1字のみが異なり、かつ、読み方は「おおば」で同一であること、及び大場候補の名は「唯史（ただし）」であり、「正明」とは類似性がない。よって、氏名全体としてみれば、大場候補の氏名とはあまり類似性がなく、おおば候補の氏名に著しく近似していると認められる。このような場合は、特段の事情がない限り、両候補

者の氏名を混記した無効の投票と解するよりも、むしろおおば候補に投票する意思をもって、氏のうち1字を記憶を誤って、あるいは表示を誤って記載したものと認めるのが相当である(東京高等裁判所昭和33年11月11日判決)。

以上から、記載されている氏名に類似する氏名の候補者はおおば候補であり、おおば候補の有効投票と解するのが相当である。

なお、別記1-33及び同1-37について、「.」のような記載があるが、当該記載については筆跡に勢いあまって筆記用具の先が投票用紙の表面についたものと推測できるところ、有意の他事記載にあたるとはいえないものと解する。

(イ) 別記1-59について
名の「正明」は、おおば候補の名と同一である。

氏については、「大陽」を氏とする候補者はおらず、類似する氏の候補者として大場候補があり、2字目の「陽」は「場」を誤記したものと考えられる。

よって、「大場正明」へ投票する意思があると認められるから、上記3(3)ア(ア)と同様に、おおば候補の有効投票と解するのが相当である。

(ロ) 別記1-60について
氏の「大場」は、大場候補の氏と同一である。

名については記載がやや明瞭ではないが、「正明」と読み、おおば候補の名と同一である。

よって、「大場正明」へ投票する意思があると認められるから、上記3(3)ア(ア)と同様に、おおば候補の有効投票と解するのが相当である。

(ハ) 別記1-61から同1-66までについて
名の「まさあき」は、おおば候補の名と同一である。

氏の「大場」は、大場候補の氏と同一である。

ただし、前述したとおり、おおば候補の氏の戸籍上の記載は「大庭」ではあるものの、「大場」とは下の1字のみが異なり、かつ、読み方は「おおば」で同一であること、及び大場候補の名は「唯史(ただし)」であり、「まさあき」とは類似性がない。よって、氏名全体としてみれば、大場候補の氏名とはあまり類似性がなく、おおば候補の氏名に

著しく近似していると認められる。このような場合は、特段の事情がない限り、両候補者の氏名を混記した無効の投票と解するよりも、むしろおおば候補に投票する意思をもって、氏のうち1字を記憶を誤って、あるいは表示を誤って記載したものと認めるのが相当である(東京高等裁判所昭和33年11月11日判決)。

以上から、記載されている氏名に類似する氏名の候補者はおおば候補であり、おおば候補の有効投票と解するのが相当である。

(ニ) 別記1-67から同1-77までについて
これらの票はいずれも「おおば正明」と記載されており、おおば候補の有効投票と解するのが相当である。

なお、別記1-70及び同1-71について、「.」のような記載があるが、当該記載については筆跡に勢いあまって筆記用具の先が投票用紙の表面についたものと推測できるところ、有意の他事記載にあたるとはいえないものと解する。

(ホ) 別記1-78について

「おおば正明」の下に続く末尾の1字は、その位置、形状からみて「氏」と記載したものと判断することが可能であり、おおば候補の氏名に敬称の類を併記したものと認められることから、おおば候補の有効投票と解するのが相当である。

(ヘ) 別記1-79から同1-81までについて
名の「正明」は、おおば候補の名と同一である。

氏については、「お」の記載が不正確な字もあるが、「おおば」の誤記であるものと判断する。

以上より、これらの票はいずれも「おおば正明」へ投票する意思があると認められるから、おおば候補の有効投票と解するのが相当である。

(ト) 別記1-82について
名の「正明」は、おおば候補の名と同一である。

氏の「おお場」は、大場候補の氏と同一である。

しかし、前述したとおり、おおば候補の氏の戸籍上の記載は「大庭」ではあるものの、「大場」とは下の1字のみが異なり、かつ、読み方は「おおば」で同一であること、及び大場候補の名は「唯史(ただし)」であり、「正明」とは類似性がない。よって、記載されている氏名に類似する氏名の候補者はおおば候補であり、おおば候補の有効投票と解す

るのが相当である。

(ウ) 別記1-83から同1-86までについて

名の「正明」は、おおば候補の名と同一である。

氏については、「おうば」、「あおは」、「あおば」又は「おうげ」を氏とする候補者はおらず、類似する氏の候補者として、おおば候補及び大場候補がおおり、いずれも「おおば」を誤記したものと判断する。

よって、これらの票はいずれも「おおば正明」へ投票する意思があると認められるから、おおば候補の有効投票と解するのが相当である。

(ク) 別記1-87について

氏については、「おおは」を氏とする候補者はおらず、類似する氏の候補者として、おおば候補及び大場候補がおおり、「おおば」を誤記したものと判断する。

名については、「正正明」となっているが、そのような名の候補者はおらず、「正」の1字を削除することを失念したものであると判断する。

よって、「おおば正明」へ投票する意思があると認められるが相当であり、おおば候補の有効投票と解するのが相当である。

(カ) 別記1-88について

名の「まさあき」は、おおば候補の名と同一である。

氏については、「おおや」を氏とする候補者はおらず、類似する氏の候補者として、おおば候補及び大場候補がおおり、「おおば」を誤記したものと判断する。

よって、「おおばまさあき」へ投票する意思があると認められるから、おおば候補の有効投票と解するのが相当である。

イ 申立人の有効投票について

これらの票はいずれも1字修正しているが「三井みほこ」と記載されており、申立人の有効投票と解するのが相当である。

ウ 大場候補の有効投票について

(ク) 別記3-1について

前述のとおり、投票の効力の決定に当たっては、法第67条において「第68条の規定に反しない限りにおいて、その投票した選挙人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。」と規定されているが、他方、法第68条第1項第6号は、「公職の候補者の氏名のほか、他事を記載したものの。ただし、職業、身分、住所又は

敬称の類を記入したものは、この限りでない。」と規定し、他事記載のある投票を無効としている。他事記載が無効とされる趣旨は、秘密投票の原則を保持し、選挙の公正を確保しようとするところにあるとされている。

この点、無効投票となる他事記載の範囲については、「投票になんら記載する必要がない事柄であり、したがってまた、記載の態様などからそれが無意識的でないに、即ち、たとえば不用意に筆具の先端を紙面に接触させたなどによってできたものでなしに一応意識的に記載された」と認められる以上は一概に記載者の善意を推定しえない事柄である。このような記載は、投票者の意図如何は明らかでなくとも、それが無意識的なものでなく、ともかくも書くことにつき意識あつて記載したものとすべき限りは原則として事項の大小などを問わず、一般的に選挙の公正を害するおそれがあるものとして無効とされなければならない。」（高松高等裁判所昭和35年3月24日判決）とされている。上記判例に基づき、以下のとおり判断する。

この投票は、記入欄内に記載した候補者氏名の下側に大小2つの楕円型の記号を追記したものと考えられるが、候補者氏名が明確に判断できることから、欄下部に記載された記号は、その位置や形状等も併せ考えると何ら記載する必要がない事柄であると判断でき、無意識的ではなく、意識をもって記載されたものというべきであることから、無効票と解するのが相当である。

(1) 別記3-2について

「大場ただし」と記載されており、大場候補の有効投票と解するのが相当である。

なお、記入欄上部の記載は、選挙人が書損を二重線で削除したものと解するのが相当であり、有意の他事記載にあたるとはいえないものと解する。

(ク) 別記3-3から同3-10までについて

これらの投票は「大場」と記載され、これは大場候補の氏と一致する。本件選挙には氏を「おおば」と読む候補者は大場候補の外、おおば候補もいるが、「大場」とのみ記載された投票は大場候補の有効投票と認めるべきである（東京高等裁判所昭和28年6月13日判決）。

(エ) 別記 3-11 について

氏の「大場」は、大場候補の氏と同一である。

名については、「正」を名とする候補者はいないが、当該一字が名である場合において「ただし」と読むことは自然であるところ、大場候補の名である「ただし」を誤記したものと解するのが相当である。

よって、「大場正(ただし)」へ投票する意思があると認められるから、大場候補の有効投票と解するのが相当である。

エ 無効票について

(イ) 別記 4-1 について

記載がやや明瞭ではないが、「土井」又は「ユ井」と記載しているように判読できる。「土井」又は「ユ井」を氏とする候補者はいない。

また、類似する氏としては、土本かんた候補、桜井純子候補、金井えり子候補、藤井まな候補及び申立人がおり、いずれの候補者の氏を記載したか全く判断し難い場合に該当するものといえ、無効票と解するのが相当である。

(ロ) 別記 4-2 について

横書きで「三井。」と記載したものと判読でき、申立人の氏と一致する。また、「。」の記載については筆跡に勢いあまつ筆記用具の先が投票用紙の表面についたもの、又はピリオド(句点)を書いたものであると推測できるところ、有意的他事記載にあたるとはいえないものと解する。

よって、申立人の有効投票と解するのが相当である。

(ハ) 別記 4-3 について

1人の候補者の氏と他の候補者の名で構成されている投票の効力については、「特段の事由によるものを除き、選挙人は1人の候補者に対して投票する意思をもってその氏名を記載するものと解すべきであるから、投票を2人の候補者氏名を混記したものとして無効とすべき場合は、いずれの候補者氏名を記載したか全く判断し難い場合に限るべきであって、そうでない場合は、いずれか一方の氏名にもっとも近い記載のものはこれをその候補者に対する投票と認め、合致しない記載はこれを誤った記憶によるものか、又は単なる誤記になるものと解するを相当とすべきである。」(最高裁判所昭和32年9月20日判決、東京高等裁判所平成23年12月8日判決)とされている。上記

判例に基づき、以下のとおり判断する。

この投票の氏の「三井」は申立人の氏と一致し、名の「あや」は上川あや候補(以下「上川候補」という。)の名と一致している。

申立人の氏である「三井」と「上川」には類似性がなく、また、名の「みほこ」と「あや」についても類似性はないことから、いずれの候補者氏名を記載したか全く判断し難い場合に該当するものといえ、複数の候補者氏名を混記したものとして無効票と解するのが相当である。

(ニ) 別記 4-4 について

3(3)エ(ウ)で示した判例に基づき、以下のとおり判断する。

この投票の氏の「上川」は上川候補の氏と一致し、名の「みほこ」は申立人の名と一致している。

申立人の氏である「三井」と「上川」に類似性がなく、また、名の「みほこ」と「あや」についても類似性はないことから、いずれの候補者氏名を記載したか全く判断し難い場合に該当するものといえ、複数の候補者氏名を混記したものとして無効票と解するのが相当である。

(ホ) 別記 4-5 について

3(3)エ(ウ)で示した判例に基づき、以下のとおり判断する。

この投票の氏の「三井」は申立人の氏と一致し、名の「みずほ」は中山みずほ候補の名と一致している。

申立人の名である「みほこ」と「みずほ」については、「み」及び「ほ」の2文字が使用され、「み」を1文字とすると同じであるが、「ほ」がそれぞれ異なる2文字、3文字目に配置されていること、及び残り1文字がそれぞれ「ほ」と「ず」であるが、「ず」が濁音であり「こ」と音感において著しく近似しているとは認められない。また、氏である「三井」と「中山」に類似性がない。

したがって、いずれの候補者氏名を記載したか全く判断し難い場合に該当するものといえ、複数の候補者氏名を混記したものとして無効票と解するのが相当である。

以上の結果から、大場候補の按分の基礎となった得票数は選挙録に記載されている2, 116票から1票除かれ、2, 115票となる。おおば候補の按分の基礎となった得票数は選挙録に記載されている3, 615票と異動は

ない。また、おおば候補と大場候補において按分の対象となる票（「おおば」と記載された票）は選挙録に記載された10票と異動はない。よって、これらの按分の基礎となった得票数に基づき両候補の按分票を含めた得票数を算出すると、おおば候補の得票数は3,621.308票、大場候補の得票数は2,118.691票となる。一方、申立人の得票数は選挙会で決定された3,620票に1票加わり3,621票となる。したがって、申立人の得票数は、最下位当選人のおおば候補の得票数を上回ることはないので、原決定の取消し及びおおば候補の当選を無効とする旨の裁決を求める申立人の主張には理由がない。

よって、当委員会は、法第216条第2項において準用する行政不服審査法第45条第2項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

令和5年8月23日

東京都選挙管理委員会

委員長 澤野 正明

法第207条の規定により、この裁決に不服があるときは、当委員会を被告として、申立人においては、この裁決書の交付を受けた日から30日以内に、その他の本件選挙の選挙人又は候補者においては、法第215条の規定による告示の日から30日以内に、東京高等裁判所に訴訟を提起することができる。

別記1 (おおば正明の有効投票から抽出した投票)

番号	投票	区選挙会 決定	当委員会 決定
1	大場正明	有効	有効
2	大場正明	有効	有効
3	大場正明	有効	有効
4	大場正明	有効	有効
5	大場正明	有効	有効
6	大場正明	有効	有効
7	大場正明	有効	有効